

令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率等について

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が公布され、地方公共団体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)及び公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに公表することが義務付けられました。

平成21年度からは、基準を上回った場合には、早期健全化等を図るための計画を策定し、行財政上の措置を講ずることとなりました。

箱根町の令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。なお、どの指標においても早期健全化基準等をクリアしています。

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

(%)

指標区分	説 明	箱根町の比率	早期健全化基準 ※2	財政再生基準 ※3
実 質 赤 字 比 率	一般会計等(※1)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	黒字のため 算定なし	14.49	20.00
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率	黒字のため 算定なし	19.49	30.00
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	10.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	61.6	350.0	

備 考

※1 一般会計等 …… 一般会計及び育英奨学金特別会計

※2 早期健全化基準 …… 自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、県知事及び総務大臣に報告

※3 財政再生基準 …… 国の関与による確実な再生を図るため、将来負担比率を除く指標のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告

2 令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(%)

公営企業に係る 特別会計の名称	説 明	箱根町の比率	経営健全化基準 ※4
水 道 事 業 会 計	資金不足額の事業の規模に対する比率	資金不足が生じていないため 算定なし	20.0
公共下水道事業会計		資金不足が生じていないため 算定なし	
温 泉 特 別 会 計		資金不足が生じていないため 算定なし	

備 考

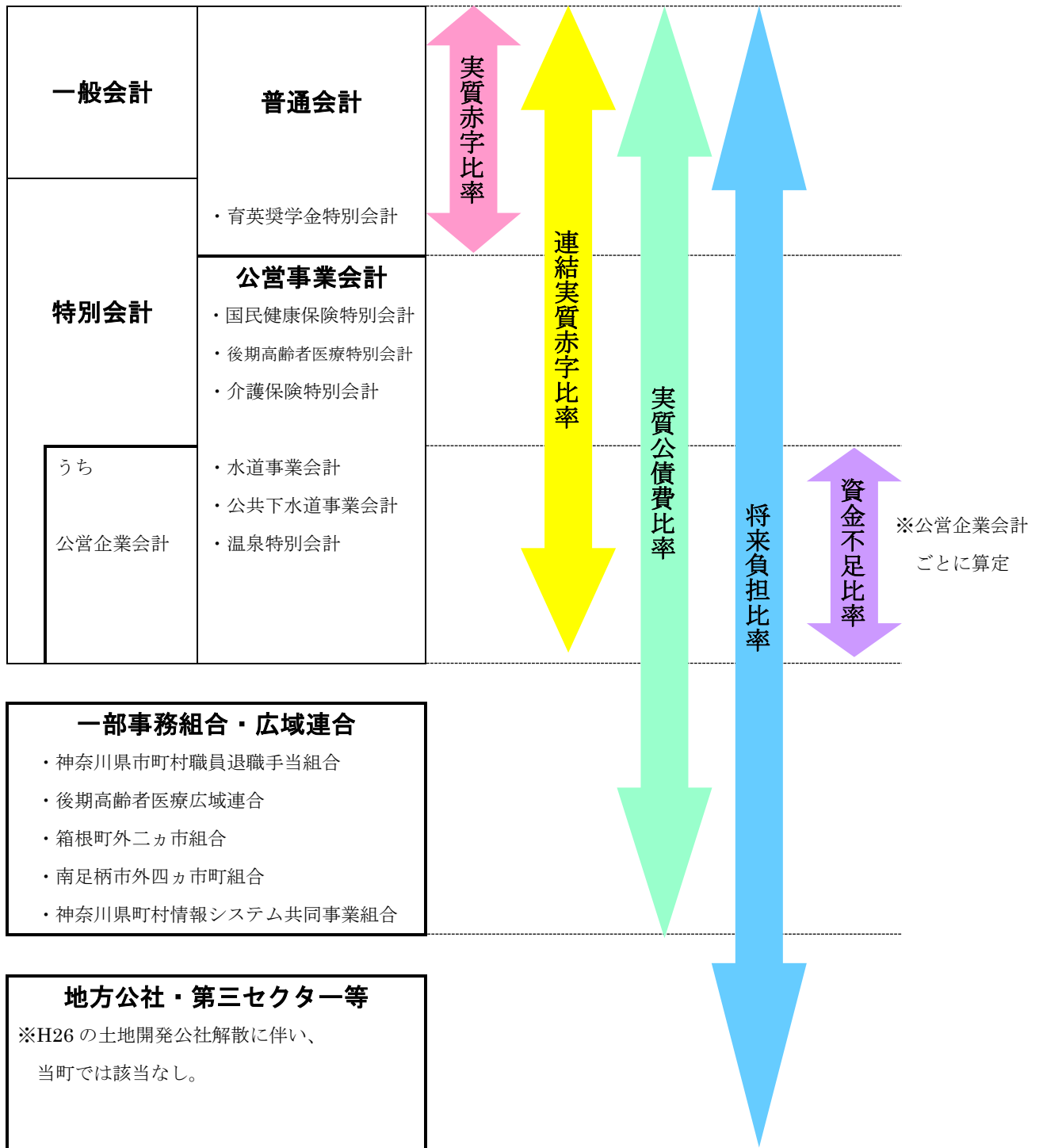
※4 経営健全化基準 …… 公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、県知事及び総務大臣に報告

3 年度別比較

(%)

指 標		箱根町の比率				
		R4年度	R5年度	対前年増減	R6年度	対前年増減
財政 の 健全 化 判 断 比 率	①実質赤字比率	黒字のため 算定なし	黒字のため 算定なし		黒字のため 算定なし	
	②連結実質赤字比率	黒字のため 算定なし	黒字のため 算定なし		黒字のため 算定なし	
	③実質公債費比率	12.2	12.7	0.5	10.9	△ 1.8
	④将来負担比率	63.4	64.4	1.0	61.6	△ 2.8
	⑤資金不足比率 (公営企業ごと)	資金不足が生じ ていないため 算定なし	資金不足が生じ ていないため 算定なし		資金不足が生じ ていないため 算定なし	

健全化判断比率等の対象範囲



(注) 財産区は、対象外

健全化判断比率等の算定方法

1 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

$$\text{実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・ 標準財政規模：地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すもの。概ね町税、地方譲与税、普通交付税の合計額

2 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

$$\text{連結実質赤字比率（\%）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：（1）と（2）の合計額が（3）と（4）の合計額を超える場合の当該超える額
 - （1）一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計
 - （2）公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計
 - （3）一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の額
 - （4）公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

$$\text{実質公債費比率（3 か年平均）（\%）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金+準元利償還金）－（特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・ 準元利償還金：（1）から（5）までの合計額
 - （1）満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - （2）一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの。
 - （3）一般会計等から組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち組合等がおこし

- た地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。
- (4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。
- (5) 一時借入金の利子

4 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：(1) から (8) までの合計額
 - (1) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - (2) 債務負担行為に基づく支出予定額
 - (3) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - (4) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - (5) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等負担見込額
 - (6) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - (7) 連結実質赤字額
 - (8) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：(1) から (6) までの償還額等に充てることのできる基金

5 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - （法適用企業）資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - （法非適用企業）資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ・ 事業の規模：
 - （法適用企業）事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - （法非適用企業）事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額